

府議付議事案書

開催・令和3年 4月28日

所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について			
関係事項	条例規則	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）により、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正が行われた。これに伴い、東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用 所得制限の判定に係る所得の額について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、長期譲渡所得の金額から当該控除額を控除することとする。 ・文言整理等その他所要の改正 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 適正な制度運営を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 府議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。